学級定数の引き下げなど教職員の負担軽減措置に関する項目

高等学校の学級編制については、国が定める４０人という標準を堅持しつつ、国措置定数を最大限活用して教育条件の改善を図る中で、多様な高校教育の展開に対応することとしている。

府教育庁としては、この趣旨に沿って、特色ある学校をはじめ、それぞれの学校の実情に応じて、多様な選択科目の設定や少人数授業の展開などにより、教育条件の改善を図ってまいりたいと考えている。

なお、１クラス３５人を基本に学級展開しているエンパワメントスクールにおいても、他校と同様に、国が定める４０人という標準に基づき教員を配置しているところ。

教職員の負担軽減に関する項目

大阪府では、生徒が経済的理由により大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるようになることは重要であるという認識を持ち、給付型奨学金の拡大について、国に要望しているところ。

また、申請手続きについても、日本学生支援機構に対し、改善について引き続き、要望してまいる。

今後とも、学校の取組みを支援する方策について研究してまいる。

週休日の振替等に関する項目

府教育庁としては、円滑に土曜日等の授業を行うことができるよう、遵守すべき事項や手続き等を「土曜授業の実施にあたってのガイドライン」としてまとめ、平成２６年８月に府立学校校長・准校長に通知した。

ガイドラインでは、「教職員が土曜授業に係る業務に従事する場合は、法令の定めによる週休日の振替又は勤務時間の割振り変更を確実に行うこと。」としている。

また、「各校において、学校や地域の実情、幼児・児童・生徒の負担を踏まえながら、土曜授業を実施する教育的意義、土曜授業を実施した場合の教育的効果を検討したうえで、計画を立てること。」とし、実施にあたっては、「予め週休日の振替等を行う日時を、当該土曜授業に係る業務に従事する全教職員に確認の上、勤務を命ずること。その際、特に、介護、育児等の配慮要件のある教職員については、当該教職員の事情に十分な配慮を行うこと。」としている。

週休日の振替えや勤務時間の割振り変更については、各学校で校長・准校長が適切に行っていると認識している。

週休日の振替えについては、「教職員の健康保持の観点から、原則として同一週（日曜日から土曜日）内の振替えを基本とする。」、「これにより難い場合は、当該勤務を命ずる必要がある週休日を起算日とする４週間前から８週間後までの期間において週休日の振替えを行うこと。教育職員で、かつ、やむを得ない場合に限り、勤務を命ずる必要がある週休日を起算日とする４週間前から１６週間後までの期間において行うこと。」、「週休日の振替えを行った後、週休日が毎４週間につき４日以上となるようにし、かつ、勤務日が連続２４日を超えないようにすること。」、「教職員の当該土曜授業に係る業務については、授業及びその付随業務も含めて、週休日の振替えにより割り振られた勤務時間内に収まるようにすること。」としている。

週休日において３時間４５分又は４時間の勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更についても同様としている。

なお、週休日の振替え等をはじめとした教職員の勤務条件等に関する制度解説をとりまとめた冊子の内容について、ＳＳＣに掲載し、周知を図っているところ。

週休日等の部活動に関する項目

生徒の自主性、教職員の自発性に基づいて成り立っている部活動は、学習指導要領において、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することと明記され、生徒に対する教育的効果も大きいと認識している。

府立高等学校部活動検討委員会の提言を踏まえ、平成２４年８月に一部改正した「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いについて」を通知しました。この通知において、週休日等の活用については、学校週５日制の趣旨を踏まえ、望ましい活動日数・時間を検討し、計画的に実施することが望ましいとしており、各学校において適切に運用されるよう「府立学校に対する指示事項」にも記載している。

また、府立学校においては、教職員の多忙化解消に向けて、「ノークラブデー（部活動休養日）」を平成２９年４月１日から実施しているところ。

教職員の評価･育成システムの賃金への反映に関する項目

府教育庁では、生徒にとってより「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するため、平成２３年３月に「授業評価ガイドライン」を策定し、すべての府立学校に配付し、その活用を促進してきた。

　また、平成２５年１月に「授業評価ガイドライン」（Ⅱ）を策定した。

各学校において、生徒等による授業アンケートを活用し、組織的に授業改善に向けた取組が進められることを期待している。

大阪府立学校条例で教員の授業に関する評価は生徒又は保護者による授業に関する評価を踏まえて行うものと規定されたことを受け、授業アンケートを、授業を行う教員の育成に役立てるとともに、その結果を「教職員の評価・育成システム」において「授業力」評価を行うために踏まえるべき重要な一要素として位置付けた。

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところ。

評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議の上、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

平成２９年８月には、毎年度、実施している府立学校、市町村教育委員会を対象としたシステムの運用状況の確認に加え、システムに関する職員アンケートを実施し、評価者：９４．２％、1,138名中1,072名が回答、被評価者：７５．９％、6,000名中4,556名から回答をいただき、その結果を平成３０年２月に公表したところ。

今後とも本システムがより良い制度となるよう、充実・改善を図ってまいる。

採点など入試関連業務にともなう教職員の負担軽減に関する項目

入学者選抜業務において、実施計画を作成するにあたっては、勤務時間内での計画をお願いしている。また、入学者選抜の学力検査当日、教職員は、受験生の集合時刻以前の時刻から備える必要があることから、事前に、学校の実態に合わせて勤務時間を繰り上げる措置をとっていただくようお願いしている。なお、週休日の勤務が生じた場合は、週休日の振替が確実に行われるよう指導している。

　平成２８年度選抜からは、前期、後期の２度の選抜を実施することの弊害と指摘されていた、在校生指導（進路指導等）の時間不足を解消し、充実させることができるよう、選抜日程を原則１本化したところ。

　また、総合点による選抜に加え、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料とし、アドミッションポリシー（求める生徒像）に基づく選抜を行うという新たな考え方を取り入れ、１点刻みの点数だけでなく、生徒を多面的に評価する選抜を実施している。

　今後とも、中学校及び高等学校の教育活動に与える影響に十分配慮し、受験生にとって公平でわかりやすい入学者選抜制度となるよう努めてまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

平成２６年度から全ての府立高校で実施している「高校生活支援カード」により把握された、障がい等による配慮や支援が必要な生徒について、生徒の状況に応じて適切な指導・支援に努めてまいる。

　また、平成２３年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートし、エキスパート支援員として、全ての府立高校にスクールカウンセラーを配置し、また、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、看護師や介助員、学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っているところ。

今後ともヒアリング等を通じて、各学校の実情をていねいに把握し、適切に対応してまいる。

府立高等学校における「障がい」のある生徒のための施設・設備の整備については、関係課と調整を図りながら「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、スロープや手すりの設置、便所の改修等を実施してきたところ。

また、車椅子等を使用する生徒が、学校内における上下移動を安全かつ容易に行えるよう、エレベーターを整備しており、平成２９年度末時点で９８校で整備が完了している。

教職員の業務負担増に関する項目

初任者研修の校外年間実施計画については、事前に各学校にお知らせし、学校行事等を決定する際に、研修の意義を理解の上、各学校において配慮いただいている。さらに、研修に意欲的に参加しやすい環境づくりについても、各学校において十分配慮いただいているものと承知している。

日本語習得が不十分な生徒の指導に対する負担軽減に関する項目

日本語の習得が不十分な中国帰国外国人生徒等に対する特別枠を設定した入学者選抜として、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」を実施しており、平成２９年度入学者選抜から、本選抜の実施校をこれまでの６校に加え、大阪市北部に位置する府立東淀川高校を含む、７校とした。

日本語指導については、国の教職員定数改善計画等を活用して、本年度も８校に対して１２名の教員を加配しているところ。

それ以外の学校についても、非常勤講師等を配置していますが、今後ともヒアリング等を通じて、各学校の実情をていねいに把握し、適切に対応してまいる。

また、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、日本語教育学校支援専門員の派遣、教育サポーター、多言語チューター及び多言語学習支援員の配置を行っております。今後も、日本語指導をはじめとした修学支援の充実に向けて、取組みを進めてまいる。

教職員の多忙化解消に関する項目

学校図書館管理業務については、全教職員の協力のもと行うこととしたもの。

府教育庁においては、学校図書館の円滑な運営体制の構築を指示する「学校図書館運営体制の基本的方針」や、学校図書館の役割、業務マニュアルなどを示す「学校図書館活性化ガイドライン」を策定し、すべての府立学校に配置している司書教諭を中心に、全教職員の協力のもとに、学校図書館機能の維持に努めているところ。

行財政計画（案）及び財政再建プログラム（案）において実習教員については、国配置基準を上回る定数を削減するとともに、府単独措置である非常勤補助員の配置を廃止したもの。

あわせて、実習教員による図書専任制度を見直し、学校図書館管理業務については、全教職員の協力のもと行うこととしたもの。

教職員の負担軽減に関する項目

生徒が自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう支援していくことは、重要な業務であり、進路指導の充実を図っていただいているところ。

生徒の就職支援業務や、心の問題、家庭状況等を支援できるよう、平成２８年度から「様々な課題を抱える生徒の高校生活支援事業」において、様々な課題を抱える生徒が多く在籍する府立高校定時制の課程４校に対してＳＳＷを配置しました。また、今年度から「課題を抱える生徒フォローアップ事業」において、府立高等学校１８校、エンパワメントスクール８校に対してＳＳＷを配置している。今後とも、こういった学校の取組みを支援する方策について研究してまいる。

防災対策及び職員の研修に関する項目

府教育センターでは、「１０年経験者研修」において、「学校の危機管理」をテーマに取り上げ、学校が直面する様々な危機を知り、リスクマネジメントやクライシスマネジメントについて学ぶ研修を実施している。今後とも研修内容の充実に努めてまいる。

各学校の防災・減災対策については、平成２８年４月に「学校における防災教育の手引き」を全学校に配付し、各学校の防災計画の見直しなどに活用いただいているところ。

また、国の学校安全総合支援事業を活用し、昨年度は、府内１６校園及び２町村に防災士などの学校防災アドバイザーを派遣し、各学校においてマニュアルの見直しや避難訓練の充実などに取組んだ。

本年１月実施の成果発表会において、成果や好事例を紹介するとともに、３月には府内全校に事業報告書を配付し、その成果を周知した。

今年度も国の事業を活用し学校防災アドバイザーの派遣を行い、成果報告会の実施や事業報告書の配付を予定している。

教職員の研修については、国の学校安全教室推進事業を活用し、毎年１１月に府内学校の担当教職員を対象に、講演や実践発表などの研修を実施している。

勤務する教職員の通勤などの勤務労働条件に影響を与える高校の統廃合に関する項目

平成２５年３月に策定した「府立高等学校再編整備方針」に基づき、同年１１月、平成２６年度から平成３０年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定した。

同計画において、今後における府内公立高校の総募集定員の試算等を踏まえ、府立高校・市立高校を合わせて７校程度の募集停止を行うこととしている。

また、平成３１年度を計画初年度とする次期再編整備計画を今年度に策定することとしている。

今後も、府立高校・市立高校の教育内容の充実と併せて、適正な配置を推進する観点から活力ある学校づくりをめざした再編整備を計画的に進めてまいる。

部活道指導に関する教職員の負担軽減に関する項目

教員の部活動にかかる負担軽減を目的として、技術的な指導や校外への引率などを職務とする部活動指導員については、今年度、府立学校１０校にモデル配置したところ。

今後の部活動指導員配置については、今年度のモデル校における検証を踏まえ検討してまいる。

労使関係に関する項目

教職員の勤務条件及び教育施策の実施にあたっては、今後とも双方の信頼関係に基づき、必要に応じ、所要の協議や説明を行っていく。

教員の免許失効・失職に関する項目

教員免許更新制については、平成２１年度に導入されて以来、文部科学省において、免許状更新講習に選択必修領域が導入されるなど、一定の見直しが図られてきたところ。

今後とも国の動向を注視しながら、制度の適切な運用に努めてまいる。

教員免許更新制の制度理解をすすめるため、管理職向けの研修を実施するとともに、それぞれの教員が更新講習の受講も含めた一連の流れについてセルフチェックするための「教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法（フロー図）」をホームページに掲載し、周知を行っているところ。

また、文部科学省では大学などからの更新講習の認定申請を受けて認定したものを「更新講習開設情報」として公表しており、この情報を大阪府のホームページにも掲載し、周知を行っているところ。

常勤職員の勤務労働条件に影響を与える臨時教職員の勤務労働条件の改善に関する項目

非常勤講師の報酬及び支給方法の見直しについては、勤務実績に応じた報酬となるよう是正したものであり、要求に応じることは困難。

非常勤職員の報酬単価については、基本的に常勤職員の給与改定の状況に応じて単価を見直ししてきたところ。

勤務時間短縮の問題と報酬単価の問題は別の問題と考えており、報酬の水準については、常勤職員の給与改定等の動向を踏まえて考えてまいりたい。

現段階では、非常勤職員に対して、期末手当や退職手当相当の給与を支給することは困難。

非常勤講師の報酬については、勤務実績に応じて支給しているところ。

非常勤講師の年間時間数については、学習指導要領で年間の授業時間数の標準が３５週とされていることを踏まえ、配当を行っている。

学校の臨時的教職員の任用については、任用事由が生じるごとに任用しているところであり、今後とも、制度の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりたい。なお、任用期間等については、業務上必要な期間で任用しているところ。

交通用具使用者の出張旅費等に関する項目

通勤手当は常例とする通勤方法により決定することとされており、自動車による通勤認定を受けた職員の出勤及び帰宅に要する費用について、要求に応じることは困難。

自動車通勤の認定を受けた教職員等の自動車を使用した出張については、平成１３年１１月５日付けの「職員の自家用自動車による公務旅行に関する要領の制定について（通知）」に基づき、適切に対応している。

教職員の長時間過密労働解消に関する項目

教員が子どもたちと向き合い、触れ合う時間の確保に向けて、平成２５年３月に取りまとめた「教職員の業務負担軽減に関する報告書」に示されている「今後の取組み」について、教育庁の関係課が、課題解決に向けた検討を行うとともに、その進捗管理を行ってきた。

さらに、教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から、長時間勤務の一層の縮減を図るため、平成２８年１２月には、業務負担軽減に効果のあった１９９の事例を全府立学校で共有し、各校の状況に応じた取組みを促すとともに、「全校一斉退庁日」及び「ノークラブデー」を平成２９年１月から試行し、４月から本格実施しているところ。

また、教職員の働き方改革に向けての取組みについては、平成２９年８月、教育監、教育次長を中心に、教育庁内関係室・課長による検討組織を設置し、平成３０年３月に、「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」を取りまとめたところ。

今後、この取組みを着実に実施していくとともに、国の動向も注視しながら、必要に応じて改善策を検討してまいりたい。

時間外勤務への割増賃金の支給及び勤務時間の振替えに関する項目

教育職員については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び「職員の給与に関する条例」の規定から、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給することは困難。

　勤務時間の振替えについては、勤務時間条例において「週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日を人事委員会規則で定める期間内に他の日へ振り替えることができる。」こととしている。

なお、週休日において３時間４５分又は４時間の勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更についても同様としている。

労働時間の把握に関する項目

オンラインタイムレコーダーによる出退勤記録については、各学校において適切に実施・運用されていると認識している。

府教委では、これまでも「関係要綱に基づき、教育職員の勤務時間を適正に把握し、時間外業務の縮減を図ること。また、関係要綱に基づくヒアリング等の実施を徹底し、教職員の健康の保持・増進に努めること」として、各学校あてに指示をしてきた。

なお、厚労省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成２９年１月２０日付け）」が示されたことをふまえ、改めて、勤務時間の適正な把握が、教職員の健康の保持・増進のために重要な要素であると認識したところ。

今後も引き続き、勤務時間の適正な把握に努めてまいりたい。

カードリーダー（ＯＴＲ：オンラインタイムレコーダ）については、全庁的な基準（職員150人に１台）に基づき設置しているところ。

ＯＴＲの３期更新に当たっては、各学校に対して設置場所の確認をした上でＯＴＲの設置をしている。

ＯＴＲ設置場所については、各学校において、利便性、管理面などを検討し、設置場所が決定されているところ。

教職員の定数増など、教職員の長時間労働の解消に関する項目

教職員定数については、国に定数改善計画の策定を要望するとともに、国において措置される定数を最大限に確保し、教育水準や教育課題への対応を踏まえながら、一層適正な定数管理に努めてまいる。

定数の欠員を正規職員で補充するなどの教職員の負担軽減に関する項目

府教育庁として、定数の範囲においては、基本は、正規教員が担うものと考えている。

新規採用者数は、生徒数や教職員の退職者数、再任用者数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、中長期的な視点も加味しながら、毎年度決定している。

今後とも可能な限り新規採用者を確保していくことにより、適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでまいる。

授業料再徴収などによる事務職員・教員の業務量増大に関する項目

府立高等学校については、平成２３年度から、授業料無償化による業務軽減に加え、学校事務業務の集約化、受付窓口業務の改善等により、学校事務の運営体制の見直しを行ったもの。

平成２６年度からの高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、平成２７年度より賃金職員の活用により対応することとしたもの。

平成３１年度以降の事務処理体制については、今年度の状況を見極めながら検討を行い、適切に対応してまいる。

なお、平成１６年度から１８年度にかけて行った定数削減につきましては、大阪府行財政計画（案）の中で、事務のＩＴ化や集中化など業務の効率化・省力化を図ることで実施したもの。

実習教員の退職不補充による教職員の負担の増加に関する項目

大阪府行財政計画（案）の中で、実習教員については、国標準を上回る定数を削減することとし定数削減を見込んだものであり、今後、退職あとを補充しないで削減していくもの。

実習教員の退職に伴って、学校運営に支障がでないよう、より一層、適正な定数及び人事管理に努めてまいりたい。

技術職員（校務担当）の退職不補充・業務の民間委託による教職員の施設管理業務の負担増加に関する項目

府立高等学校の技術職員の皆様方におかれては、校内の環境整備や施設管理などに尽力いただき、本府の教育の推進に貢献していただいていると認識している。

しかしながら、平成１３年度に策定した大阪府行財政計画（案）において、校務員については、その業務のアウトソーシングを行うことにより、退職あとを補充せず定数の削減を行うこととした。

そのため、平成２１年１０月より校務員業務委託のモデル実施を行い、平成２８年７月にモデル実施についての検証を行うとともに、同年９月に「府立学校における技能労務職員のあり方に関する基本的な考え方」について取りまとめを行った。この「基本的な考え方」に基づき、平成３０年度は既に契約をしている１４校に加え、新たに３校において、業務委託を実施する予定としているところ。

今後とも、業務委託校の状況把握に努めるとともに、適正に実施する。

高齢者部分休業制度の改善に関する項目

高齢者部分休業者については、常勤の職であることから、地方自治法第１７２条第３項の規定に基づき、定数内として取り扱っている。

また、高齢者部分休業者に係る代替措置については、非常勤講師にて措置しているところですが、業務に支障が出ないよう、各学校の状況等をお聞きしながら適切に対応してまいりたい。

再任用制度の改善に関する項目

　再任用職員は本格的業務に従事することから、短時間勤務職員についても常勤職員と併せてトータルで定数管理を行っている。

なお、府単費措置による教職員の配置は、府の財政状況が厳しい状況であることから困難。

公務災害に関する項目

公務災害の認定については、地方公務員災害補償法に基づき基金が行うこととされており、教職員から公務災害認定請求書が提出された場合は、被災職員の負傷の程度や公務により悪化した疾病か否かにかかわらず、災害発生の状況、災害に至った経緯等を的確に把握し、円滑に基金へ進達している。

通勤時間に関する項目

人事異動を進めるにあたっては、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点を十分に踏まえ、校長・准校長からのヒアリング等を通じ、本人の事情等についても把握した上で、適切に行ってまいりたい。

教職員の福利厚生事業の充実に関する項目

要求の奨学金の返済義務のある新規採用職員に対する貸付制度については、大阪府が創設することは困難。

　現在、教職員への生活資金などの貸付については、公立学校共済組合において、地方公務員等共済組合法第112条の規定に基づき、組合員の福祉の増進を目的として、臨時の支出に対する資金が必要となった際の「貸付事業」が実施されているところ。

　この貸付の条件としては、貸付金の償還の確実性がない者への貸付を行わないほか、組合員期間を６か月以上有することが必要であること等を貸付規程で定めていますが、これは、貸付の財源のおおもとが、組合員の掛け金や地方公共団体の負担金であることに鑑み、その償還の確実性を重視しているものと考える。

　このたびの要求の奨学金の一括返済するための資金としての貸付については、いわゆる借り換えであることから、同法の「臨時の支出に対する貸付」には該当しないため、共済組合の貸付事由として認められていない。

教職員の事故･疾病･病休（１週間以上）･死亡等について、実態を把握し統計を公表することに関する項目

府教育委員会においては、教職員の安全と健康を確保するため、法定の健康診断やストレスチェック制度等の実施結果はもとより、これらと併せて、「病者報告の概要」や「公務災害及び通勤災害の発生状況」、「校種別・年代別の病気休職者数の内訳」、「現職死亡の実態の推移」などの状況を取りまとめ、大阪府安全衛生協議会に報告し、同協議会において審議調査が実施されているところ。

教職員の健康状態等の実態把握については、個人情報の保護等が不可欠であることから、大阪府立学校職員安全衛生管理規程において諸事項を定めており、現在、府立学校の教職員の疾病、病休等の病者については、同規程第３１条の規定に基づき、疾病等により３０日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するとき、病者報告書に医師の診断書を添付し、安全衛生管理者から総括安全衛生管理者に報告することが義務づけられている。

また、事故報告については、同規程第５３条第２項に基づき、公務上の事故が発生したときは事故報告書により、報告しなければならないとされている。

今後とも、必要な報告等が遺漏無く、適切に報告されるよう、安全衛生管理者に指導してまいる。

安全衛生委員会の実効性に関する項目

安全衛生管理者に対しては、これまでから、安全衛生管理者研修会等を開催するなど、労働安全衛生規則や府立学校職員安全衛生管理規程等の趣旨を周知するとともにその職務について理解を深めるよう指導してきた。

今後とも、研修等の充実に努めてまいる。

「産業医」に教職員の勤務実態を十分に伝え、産業医としての職務を果たせるよう、必要な措置および指導をおこなうことに関する項目

産業医については、府立学校職員安全衛生管理規程により、各学校の安全衛生委員会の構成員となっており、医学に関する専門的知識に基づき労働安全衛生上の指導助言を行うこととなっている。

また、「大阪府立学校における学校三師及び産業医に関する取り扱いマニュアル」において、健康診断の結果に基づく指導・健康相談の実施、職員への健康教育等の実施を含む「産業医の標準的職務」を定めているところ。

今後とも、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会を実効あるものとするよう、安全衛生管理者や衛生管理者等に対して、安全衛生管理者研修会、衛生管理者研修会等を通じて産業医との連携について周知してまいりたい。

旅費の支給に関する項目

生徒の教育活動の裏付けとなる教職員旅費は、従来から教育予算と位置付けし、厳しい財政状況の中、一定の予算措置がなされてきたところ。

平成３０年度については、昨年度と同等の教職員旅費予算を確保したところ。

今後とも引き続き、生徒の安全管理や学校運営に支障をきたさないよう、財源の確保に努めてまいる。

修学旅行･遠足など生徒を引率して行う出張については、教職員の自己負担が起こらないよう措置を講じることに関する項目

旅費制度については、財政再建プログラム（案）に基づく府庁改革の一環で見直したものであり、要求に応えることは困難。

職場環境の改善に関する項目

学校管理費については、従前から各学校の意見も伺いながら、実情・実態に即した配分に努めてきたところ。

厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも必要な予算額の確保に努めてまいりたい。

安全な職場環境の確保に関する項目

蛍光管等の水銀使用製品産業廃棄物の保管、処理の委託、収集・運搬等に関する新たな対応については、環境農林水産部より、全庁に周知されているところ。

蛍光管の廃棄処理により、既存の学校予算が不足する場合は、実情に即した予算配分に努めてまいる。

学校の老朽化対策については、教育庁が平成２８年３月に策定した府立学校施設整備方針に基づき、施設の劣化度調査等を行った上で今後取り組んでまいる。

なお、危険な箇所への対応については、これまでも各学校から要望をいただきながら予算の範囲内ではあるが、速やかな改修に努めているところ。

　非構造部材の耐震化については、平成２４年度にすべての府立学校において、天井の破損やロッカー、書棚等の状況について、教職員による点検を実施し、平成２５年度には、点検結果に基づいて、ロッカー等の転倒防止対策を実施している。

　また、平成２５年度には、体育館や柔剣道場の天井や照明器具等の点検について、建築基準法に定める定期点検に併せて実施し、平成２６年度には、その点検結果に基づいて、支援学校の体育館の吊天井、高等学校の柔剣道場の天井や照明器具などの実施設計を行い、平成２７年度から非構造部材の本格的な耐震化工事に着手し、平成３０年度末に完了予定としている。

　工事の計画・実施にあたっては、教職員の安全確保に十分配慮する。

空調設備の設置など労働環境の整備に関する項目

本府の厳しい財政状況の中、かねてより強い要望のございました特別教室の空調設備の設置については、教育環境の充実に資するため、全府立学校を対象に関係各課と連携を図りながら、特別教室の一部に平成２３年度から５か年計画で順次整備を進めてきた。

また、すでに設置している空調設備の老朽化が進んでいることから、平成１７年度以前に設置した空調のうち、ホームルーム教室、職員室、保健室、音楽室、図書室等の空調設備の更新について、今年度中に委託事業者決定の入札を予定している。

なお、全館冷暖房の実施については、現在の財政状況を踏まえると困難であり、今後の課題と考えている。

空調設備の設定温度については、文部科学省が作成した「学校環境衛生管理マニュアル」により、室内の温度を、冬期は１８～２０℃、夏期は２５～２８℃程度に保つことが最も学習に望ましいとされており、この範囲で最も環境に配慮した温度を標準温度として設定している。

空調設備の稼働時間については、受託事業者との契約の範囲内で定めてきたところですが、教育活動の多様化に伴う稼働時間の増加など、各校の取り組み状況や実状を伺った上で、生徒の健康管理にも留意しながら柔軟な対応に努めてまいりたい。

教科準備室等への空調設備設置については、強い要望があることは十分に認識していますが、現在の厳しい財政状況の中においては、実現が困難であり、今後の課題であると考えている。

トイレの改修・改善に関する項目

トイレの改修については、生徒や教職員、保護者の方々からも要望が非常に多く寄せられているところであり、平成２８年９月議会においてトイレ改修に関する一般質問があった際に、知事が「１系統のみであるが、これまで改修していない学校について、短期で改修を実施したい」と答弁した。

これをうけて、対象となる残りの未改修の高校のトイレについて、平成２９年度から３１年度までの３か年計画で工事を進める予定としている。

工事内容としては、洋式化に加え、現在男女共用の多目的トイレがない高校については、設計上可能な限り、多目的トイレの設置を予定している。

トイレの改善については、各学校からも多くの改善要望が寄せられており、その必要性は認識している。

引き続き、現場の実情を聞きながら、厳しい財政状況の中ではあるが、必要な対応に努めてまいる。